

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 研修制度まとめ

令和元年度以降、研修制度が改正され、新たな受講要件、経過措置等が設けられています。この改正によって、サービス管理責任者（以下、サビ管という）・児童発達支援管理責任者（以下、児発管という）に必要な知識・技術を段階的に取得し、一定期間ごとに更新する仕組みとなり、サビ管・児発管として配置するまでに、長期的かつ計画的な研修の受講が必要になりました。

各事業者におかれましては、サビ管・児発管に必要な実務経験及び新たな研修修了の要件等について御理解いただき、各研修の受講漏れがないよう御注意ください。

【目次】

1	研修体系等の見直しについて	P. 2
2	各研修の対象者	P. 3
3	サビ管・児発管は一時の取り扱いの緩和	P. 3
4	経過措置について	P. 4
5	サビ管・児発管研修受講の流れ	P. 5
6	サビ管・児発管の実務経験について	P. 6

【根拠】

- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）
- ・障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

令和 2 年 12 月

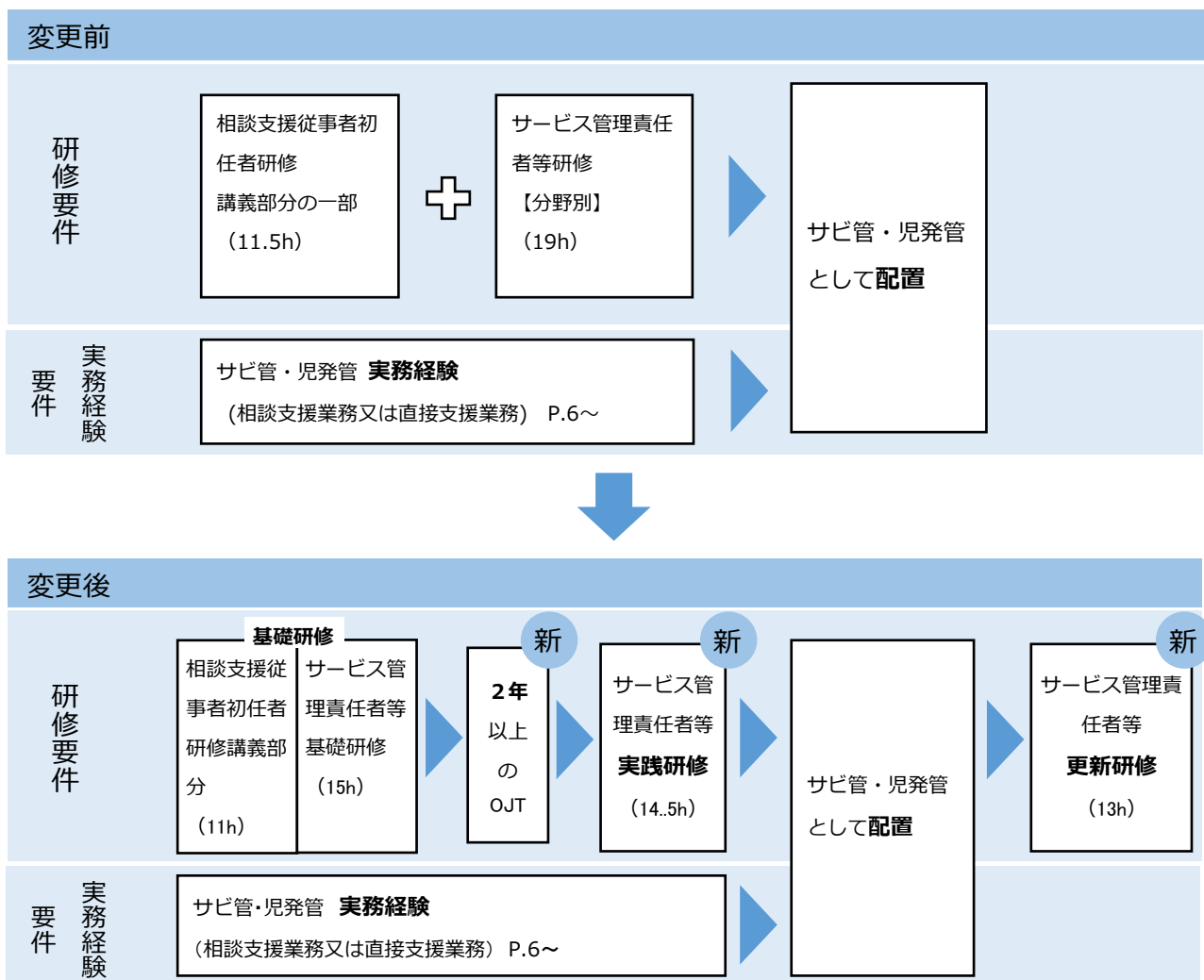
愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課

1 研修体系等の見直しについて

見直しのポイント

- ①サビ管・児発管になるには、基礎研修終了後、実践研修の受講が必要となる
- ②サビ管・児発管は、5年度ごとに更新研修の受講が必要となる
- ③いずれの研修も、分野別のカリキュラムではなく、統一カリキュラムになる
 (平成 30 年度以前の研修修了者は統一カリキュラムを修了したものとみなされ、実務経験の要件を満たしていれば、他分野のサビ管・児発管として配置可能)

見直しイメージ



※各研修の時間数は国の定める標準カリキュラムのもの

※相談支援従事者初任者研修講義部分については令和2年度よりカリキュラム変更

2 各研修の対象者

<共通>

障害福祉サービス事業所等において、サビ管・児発管として配置予定の者又は配置されている者

<基礎研修>

実務経験年数から 2年引いた年数を満たす実務経験がある者

(例：相談支援用務 5年以上→基礎研修は相談支援業務の実務経験 3年以上から受講可能)

<実践研修>

基礎研修終了後、5年間に2年以上の相談支援業務又は直接支援業務(OJT)のある者

<更新研修>

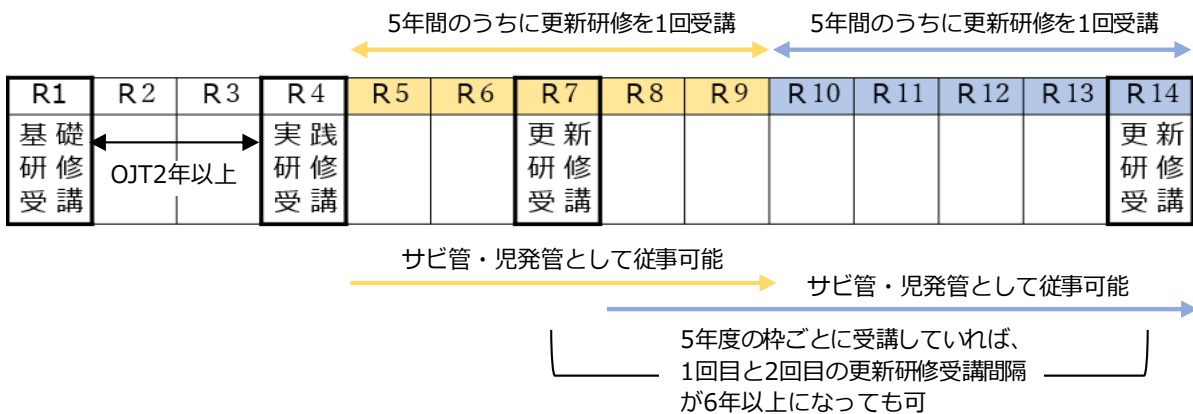
次のいずれかの経験を有する者

①過去5年間に 2年以上のサビ管等*の実務経験がある者

②現にサビ管等*として従事している者

(サビ管等*…サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員)

◎実践研修受講の翌年度から起算して 5年度ごとに1回の受講が必要



3 サビ管・児発管は一時の取扱いの緩和

サビ管・児発管として配置するためには、基礎研修終了後、さらに実践研修を受講しなくてはならなくなることから、以下の緩和措置がとられます。

(1) 既にサビ管・児発管が1名配置されている場合は、

基礎研修修了者を 2人目のサビ管・児発管として配置できる

(2) 基礎研修修了者は、個別支援計画の原案を作成できる

4 経過措置について

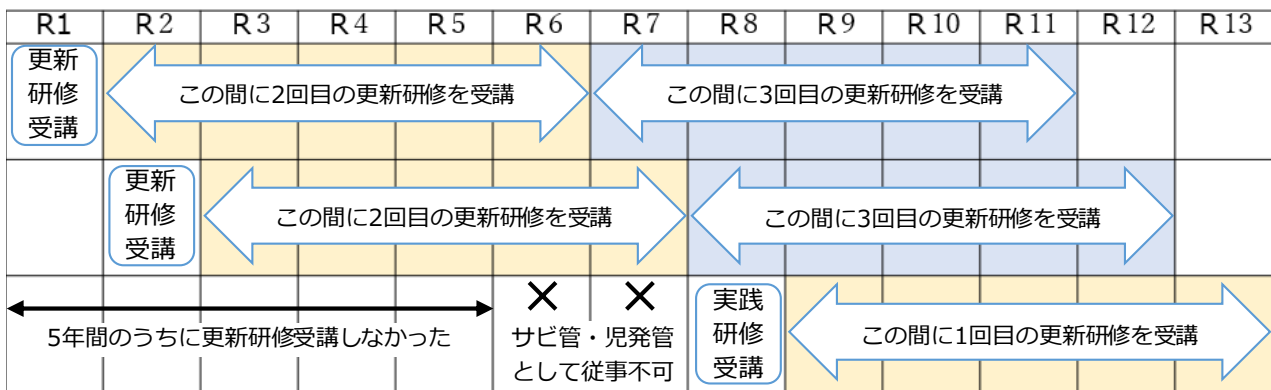
平成 30 年度までの研修修了者や実務経験を満たしている基礎研修修了者に対する経過措置は以下のとおりです。

■平成 30 年度までのサビ管・児発管研修及び相談支援従事者初任者研修（2 日課程）の修了者

- ・令和 5 年度までは引き続きサビ管・児発管として業務可能
- ・令和 6 年度以降も業務を継続するには、令和 5 年度までに更新研修の受講が必要

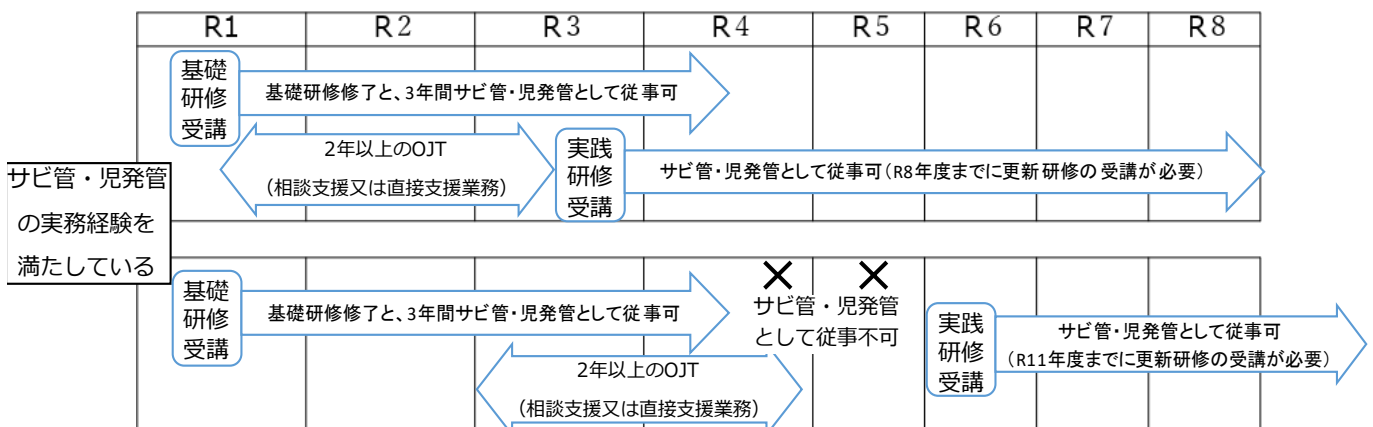
※令和 5 年度までの 1 回目の更新研修の受講にあたってのみ、実務経験（過去 5 年間に 2 年以上のサビ管等の実務経験又は現にサビ管等に従事）は不要

※令和 5 年度までに更新研修を受講しなかった場合は、令和 6 年度以降に「実践研修」を修了することにより、再度サビ管・児発管として配置可能（この場合は実践研修受講のための実務経験は不要）



■令和元年度から令和 3 年度までのサビ管・児発管基礎研修の受講者

基礎研修修了時点でサビ管・児発管としての実務経験を満たしている場合は、基礎研修修了後 3 年間に限り、実践研修を受講していなくてもサビ管・児発管の要件を満たしているとみなします。（基礎研修受講後に実務経験を満たした場合を含む。また、実践研修の受講にあたっては基礎研修の修了後に 2 年以上の実務経験（OJT）が必要。）



■平成 30 年度までにサービス管理責任者等研修又は相談支援従事者初任者研修（2 日課程）のいずれかのみ受講した方

新しい制度・カリキュラムになったため、以下のとおり未修了部分の研修を受講することにより、基礎研修修了者の取扱いとなります。

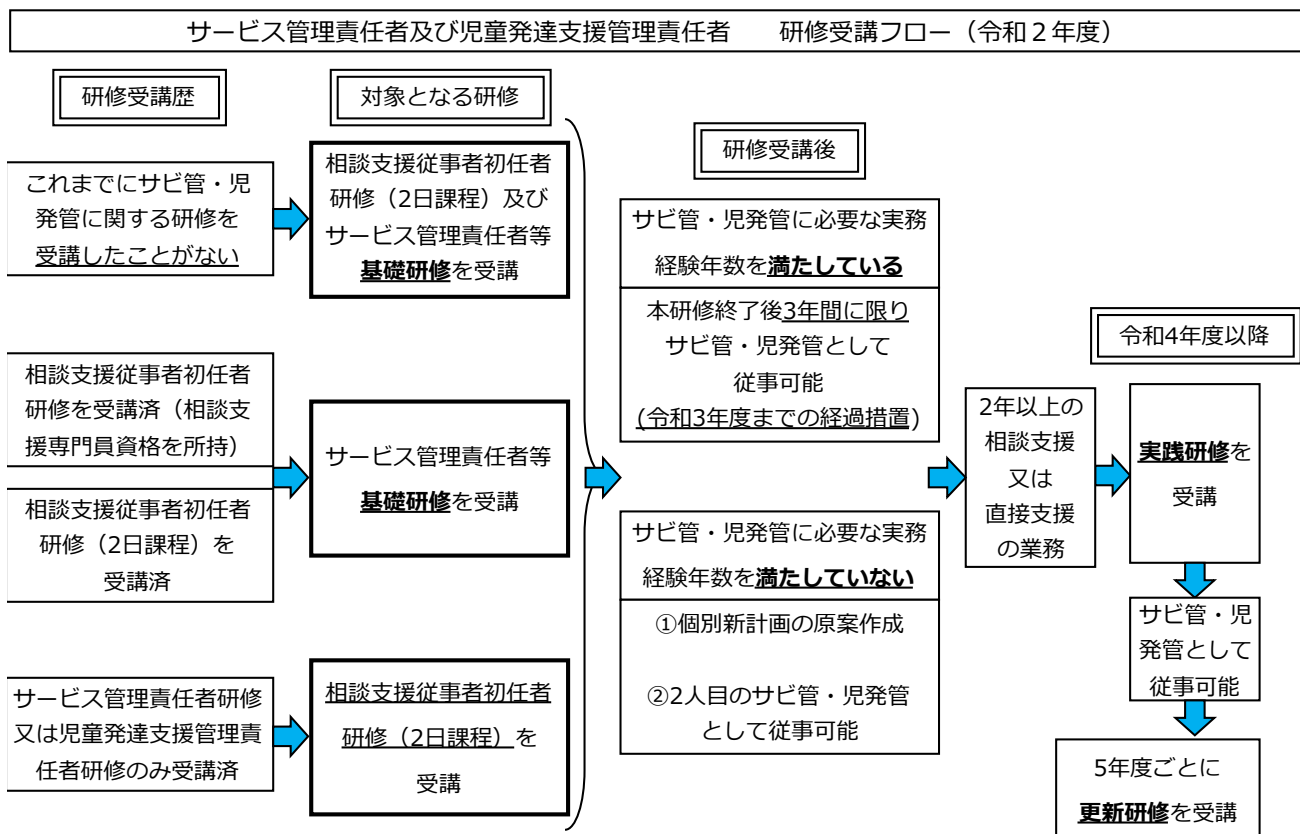
サービス管理責任者等研修のみ受講済み

→相談支援従事者初任者研修（2 日課程）を受講。

相談支援従事者初任者研修（2 日課程）のみ受講済み

→サービス管理責任者等基礎研修を受講。

5 サビ管・児発管 研修受講の流れ



6 サビ管・児発管の実務経験について

相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにそのもの及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

サービス管理責任者の要件となる実務経験

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

(一) 相談支援業務	次のa～fに従事する者が、 相談支援業務 に従事した期間		(二) と通算して5年以上
	a	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
	b	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
	c	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	d	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	e	特別支援学校	
(二) 直接支援業務 (資格あり)	次のa～fに従事した者であって、次のいずれかに該当する者が、 直接支援業務 に従事した期間 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者		(一) と通算して5年以上
	a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床	
	b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
	c	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	d	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所	
	e	特別支援学校	
(三) 直接支援業務 (資格なし)	(二)のa～eに勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援業務 に従事した期間		8年以上 通算
(四) 国家資格者	(一)から(三)までの期間が3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		通算3年以上

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験

イ 相談支援業務	次の(1)～(6)に従事する者が、 相談支援業務 に従事した期間		下線部を除外して3年以上 口と通算して5年以上
	(1)	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
	(2)	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
	(3)	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設</u> 、精神保健福祉センター、 <u>救護施設</u> 、 <u>更生施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>介護医療院</u> 、 <u>地域包括支援センター</u>	
	(4)	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	(5)	学校（大学を除く）	
	(6)	病院、診療所（ただし、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、へに掲げる資格を有する者並びにイ(1)～(5)の期間が1年以上の者に限る。）	
ロ （資格あり） 直接支援業務	次のa～fに従事した者であって、次のいずれかに該当する者が、 直接支援業務 に従事した期間		下線部を除外して3年以上 イと通算して5年以上
	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者		
	(1)	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>介護医療院</u> 、 <u>病院又は診療所の療養病床に係るもの</u>	
	(2)	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u>	
	(3)	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	(4)	<u>特例子会社</u> 、 <u>重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所</u>	
ニ （資格なし） 直接支援業務	ロ(1)～(5)に勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援業務 に従事した期間		下線部を除外して3年以上 通算8年以上
ヘ 国家資格者	次の①及び②のいずれにも該当する者 ①イ及びロを通算した「従事期間」から、イ及びロの下線部を通算した期間を除外して3年以上の者 ②国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。